

～法人マーケット開拓に役立つ～

電子部品メーカー

57

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

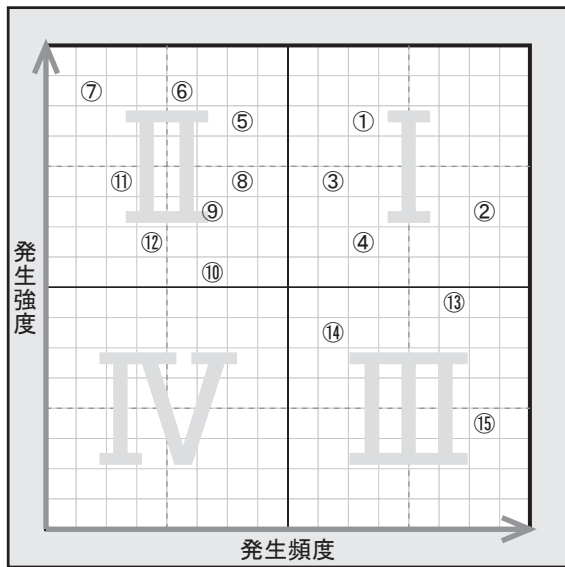
電子部品メーカーのリスクマネジメント(パートII)

◇電子部品メーカーの特徴

日本の電子部品メーカーの小型化・精密化の技術力は世界でも高い競争力を誇っていますが、一般電子部品は従業員100名未満の独立系や中小企業が多くを占めており、非常に労働集約的な業界です。技術革新が著しく早いこと、メーカーはその研究開発費が必然的に大きくなる傾向があり、下請け的な立ち位置の企業も多く存在する受注産業であるため、ユーザーである完成品メーカーの動向に大きく左右されることも特徴です。
2008年以降、日本電子部品メーカーの出荷額は欧州債務問題や円高、国内外で発生した自然災害の影響から低調に推移しましたが、近年は技術革新の進展からスマートフォン等の(タブレットタイプの端末)のニーズが高まり、これらのコンデンサや無線部品の受注が伸びています。しかし、各部品メーカーはスマートフォン等の部品生産依存度が高くなる事を懸念し、製造対象部品の移行時期に入ったと思われる。
また、スマートフォン等の部品製造は単品(部品)を多く扱うのが通例で、その設備投資費用が巨額に膨らみますし、モデルチェンジの際は設備稼働率が低下し過剰設備となる他、元請けから業者選定を受けライバル他社に受注を奪取される恐れ等も伴うため、非常にリスクが高いと考えられます。今後、各部品メーカーは自社の技術力を生かし、電気自動車やタッチパネル、ウェアラブル端末等の新しい分野で生産能力を引き上げ、メーカーの開発や需要増加に 대응する体制整備を強化する必要があるでしょう。

◇リスクマップの例

- I ①競争・技術環境の変化
②景気動向(変動)
③需要減退
④過当競争
⑤生産物賠償責任事故
II ⑥火災・爆発等
⑦天災(地震・台風等)
⑧施設賠償責任事故
⑨自動車事故
⑩機密情報漏洩(個人情報含む)
III ⑪長期の生産停止
⑫リコール
⑬労働災害
⑭取引先の倒産等
IV ⑮人材確保(継続雇用)



◇電子部品メーカーの特徴的リスク

電子部品メーカーの特徴的なリスクとしては、電子部品業界の景況感が景気の先行指標とされているように、メーカーが需要を先読みして電子部品を発注するため、まず②景気動向(変動)が挙げられます。また、絶えず新しい技術やノウハウが開発され商品が進化するため、①競争・技術環境の変化(メーカーシェア)が激しく、技術やノウハウが劣化し完成品メーカーから求められる品質・技術水準(世界基準)を維持出来なくなるリスクが考えられます。特に強みを持つ分野や特定企業からの受注、単一部品への依存は、その分野の③需要減退や④取引先の倒産等で大きな影響を受けることになるでしょう。今後もメーカーからの価格に対する要求が強くなると、一般的な技術力では④過当競争に巻き込まれる可能性が考えられるため、技術力及び競争力を高めるためにも優秀な⑤人材確保(継続雇用)が大きな課題と言えます。
突発的なリスクとしては、⑥火災・爆発等や⑦天災(地震・台風等)、⑤生産物賠償責任事故(PL)や⑫リコール、⑧施設賠償責任事故、⑬労働災害等がありますが、その結果として⑪長期の生産停止等が発生する場合は顧客離れだけでなく、取引停止(新規・継続)や損害賠償請求に発展する可能性が高く、非常に大きな損失を被る恐れがあるため注意が必要です。特殊な技術を持つ企業においては⑩機密情報漏洩(個人情報含む)、自動車の保有が多い会社やマイカー通勤が常態化している場合は⑨自動車事故等にも注意が必要とされます。

◇電子部品メーカーの具体的リスク対策

景気動向(消費・経済動向)や業界動向(新技術や製品)の影響が大きいため、柔軟な生産調整を可能にする体制確保と、メーカーが求める品質を維持・実現し、新技術や新製品開発で遅れを取らないための研究開発等の企業努力とマーケット分析が必要になります。独自の強み(技術力)を持つことで過当競争の回避を図る一方、需要の減退に対応するために収益基盤や収益構造、取引先の分散、販路拡大も考えていく必要があるため、経営陣のトレンド分析、優秀な人材の確保や設備投資が必要不可欠となります。完成品メーカーより知名度が低い分だけ、継続的な人材戦略と教育体制が大きな課題となるでしょう。
PL事故や労働災害等の突発的な事故に対するリスクコントロールも必要不可欠であり、近年はその管理状況について報告を義務付けする完成品メーカーも増えているようです。また、BCP(事業継続計画)の作成や復旧期間に応じた在庫の確保等、安全供給のための事前対策を打ち出すことによって取引先との信頼関係の向上を図り、経営戦略の一環として取り組む企業も増えています。実際に事故が発生して納品が出来なければ、シェアを落とすばかりではなく、契約上の債務不履行として取引先からの賠償請求が発生する可能性もあるため、必要に応じて生産施設の分散や適正在庫の積み増し、同業他社との代替生産協定を締結することも必要でしょう。近年においてはPL事故からリコールに直結するケースも多いため、契約等によってPLやリコールが発生した場合の責任の所在についても明確に決めておく必要があると考えられます。

◇電子部品メーカーにおける保険活用

保険活用において優先順位の高いリスクとしては、先ず⑤生産物賠償責任事故に対するPL保険(国内・海外)が考えられますが、リスクの管理状況や過去の事故履歴、発生頻度の頻度等やその企業の管理体制によっては、保険料の高騰や引受拒否となる可能性もあるため、保険への依存のみならず、リスクコントロール体制の整備が必要不可欠でしょう。また、部品メーカーが消費者ではなく、完成品メーカーに損害を与えるケースもありますが、不良完成品(部品の不備によって完成品に損害を与えた場合)は保険会社で不担保と判断した場合、支給資材損害(支給された資材や半製品)については原則的に不担保となってくるため注意が必要です。⑫リコールに対する保険についてもPL保険よりも保険会社の引受は厳しいと考えられるため、リスクコントロール対策と同時に保険を検討し、計画的な保有対策(準備金)の提案もするべきと考えます。
建物や設備といった経営資源に関するリスクについては、⑥火災⑦天災(地震・台風等)に備える火災保険・地震保険の提案を行うと共に、工場などの設備内における⑧施設賠償責任事故に対しては施設賠償保険、長期の生産停止が想定される場合には必ず営業継続費用保険や利益保険を提案しておくことが極めて重要です。また、労働集約産業であることから⑬労働災害に対応する上乗せ労災保険や使用者賠償責任保険の提案は必須でしょう。特殊技術を保有している企業については⑩機密情報漏洩(個人情報含む)に対応した個人情報漏洩保険の企業情報特約等を付帯した内容での提案も必要と考えられます。

会社への不動産貸付と相続

後継者が第三者だとトラブルの種に!

Q 私(60歳)は製造業を営んでいます。工場敷地は私個人所有のもので、毎月地代を会社から受け取っています。息子たちは私の会社とは関係のない業種の会社に勤めており、当社を引き継ぐ意思はありません。私に万一のことがあった場合には、親族以外の第三者に経営を任せることになりそうですが、今会社に貸している土地について、第三者である後継者と私の相続人が揉める可能性があります。アドバイスをお願いします。
A 中小企業では、オーナーが自分の所有する土地や建物を会社に貸すことはよくあることです。ご質問の場合、自身に万一のことがあっても相続人である子供のうちの誰かが事業を承継すればそのまま土地を工場敷地として活用することになり、親族でもない第三者が事業を承継することになると、遺産分割や処分は、相続人間だけでなく、相続人と会社との話し合いも必要になってきます。
小さな事務所なら移転も考えられますが、製造工場の敷地ともなるとそれは困難です。事業に携わっていない相続人からすれば故人の会社に対する愛着よりも目前にある相続税金の問題を解決するほうが優先となり、相続人はその資金確保(土地売却)のために土地の返還や、敷地の使用は認めないものの地代の値上げを会社側に申し出ることもあり得ます。
とくに相続した土地をその相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合、その不動産に係る相続税額を譲渡所得の計算上差し引ける取得費として加算できる、つまりその譲渡所得課税を軽減できる措置があるため、相続人としては早く土地を売却したい意識が強く働くことは容易に想像できます。
ご質問者のように、いずれ経営者サイド(経営者の相続人等)と後継者サイド(会社)との関係がなくなるケースで、とくに不動産が絡むケースでは、その所有権が経営者サイドにある限り問題が残るわけですから、経営者の死亡時を所有権の移転時として対策を立てます。すなわち、会社を契約者・保険金受取人、経営者を被保険者とする生命保険に加入することにより、会社が受け取った保険金をもって相続人から不動産を買い取ることで問題発生を防ぐわけです。相続人、会社双方にメリットがあります。
■相続人のメリット
・相続人は経営者の死亡退職金・弔慰金のほか、退職金・退職金のほか、多額の現金を手に入ることができる。
・現金は遺産分割においてもっとも分割しやすい財産である。
・原則金銭納付である相続税の納税資金としても活用しやすい。
■会社のメリット
・譲渡価格について、事前に相続人と折り合いを図ることができる。(保険金額の決定)。
・経営者の交代(死亡)というタイミングで資金を得ることができる。
・新たに土地の購入資金を積み立てて捻出する必要がない。
・将来に起こり得るその土地に係るトラブルの火種を解消できる。
・相続人間の話合いが長引くことなく、スムーズに事業を継続することができる。
ただし、加入保険金額は、土地等の購入価格だけでは不十分です。なぜなら、経営者の死亡退職金・弔慰金と異なり、不動産購入に支払った額は損金計上できないからです。不動産購入に充てる予定の保険金額の35%程度(実効税率)は法人税として納めることを考慮して、加入保険金額を設定する必要があります。そのほか経営者の死亡退職金・弔慰金、事業保障資金、そして経営者からの借入金、また、経営者サイド(相続人)が持つ自社株の買取資金等も考慮しなければなりません。

知ってトクする -778-
税務情報



Q 私(60歳)は製造業を営んでいます。工場敷地は私個人所有のもので、毎月地代を会社から受け取っています。息子たちは私の会社とは関係のない業種の会社に勤めており、当社を引き継ぐ意思はありません。私に万一のことがあった場合には、親族以外の第三者に経営を任せることになりそうですが、今会社に貸している土地について、第三者である後継者と私の相続人が揉める可能性があります。アドバイスをお願いします。
A 中小企業では、オーナーが自分の所有する土地や建物を会社に貸すことはよくあることです。ご質問の場合、自身に万一のことがあっても相続人である子供のうちの誰かが事業を承継すればそのまま土地を工場敷地として活用することになり、親族でもない第三者が事業を承継することになると、遺産分割や処分は、相続人間だけでなく、相続人と会社との話し合いも必要になってきます。
小さな事務所なら移転も考えられますが、製造工場の敷地ともなるとそれは困難です。事業に携わっていない相続人からすれば故人の会社に対する愛着よりも目前にある相続税金の問題を解決するほうが優先となり、相続人はその資金確保(土地売却)のために土地の返還や、敷地の使用は認めないものの地代の値上げを会社側に申し出ることもあり得ます。
とくに相続した土地をその相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合、その不動産に係る相続税額を譲渡所得の計算上差し引ける取得費として加算できる、つまりその譲渡所得課税を軽減できる措置があるため、相続人としては早く土地を売却したい意識が強く働くことは容易に想像できます。
ご質問者のように、いずれ経営者サイド(経営者の相続人等)と後継者サイド(会社)との関係がなくなるケースで、とくに不動産が絡むケースでは、その所有権が経営者サイドにある限り問題が残るわけですから、経営者の死亡時を所有権の移転時として対策を立てます。すなわち、会社を契約者・保険金受取人、経営者を被保険者とする生命保険に加入することにより、会社が受け取った保険金をもって相続人から不動産を買い取ることで問題発生を防ぐわけです。相続人、会社双方にメリットがあります。
■相続人のメリット
・相続人は経営者の死亡退職金・弔慰金のほか、退職金・退職金のほか、多額の現金を手に入ることができる。
・現金は遺産分割においてもっとも分割しやすい財産である。
・原則金銭納付である相続税の納税資金としても活用しやすい。
■会社のメリット
・譲渡価格について、事前に相続人と折り合いを図ることができる。(保険金額の決定)。
・経営者の交代(死亡)というタイミングで資金を得ることができる。
・新たに土地の購入資金を積み立てて捻出する必要がない。
・将来に起こり得るその土地に係るトラブルの火種を解消できる。
・相続人間の話合いが長引くことなく、スムーズに事業を継続することができる。
ただし、加入保険金額は、土地等の購入価格だけでは不十分です。なぜなら、経営者の死亡退職金・弔慰金と異なり、不動産購入に支払った額は損金計上できないからです。不動産購入に充てる予定の保険金額の35%程度(実効税率)は法人税として納めることを考慮して、加入保険金額を設定する必要があります。そのほか経営者の死亡退職金・弔慰金、事業保障資金、そして経営者からの借入金、また、経営者サイド(相続人)が持つ自社株の買取資金等も考慮しなければなりません。